

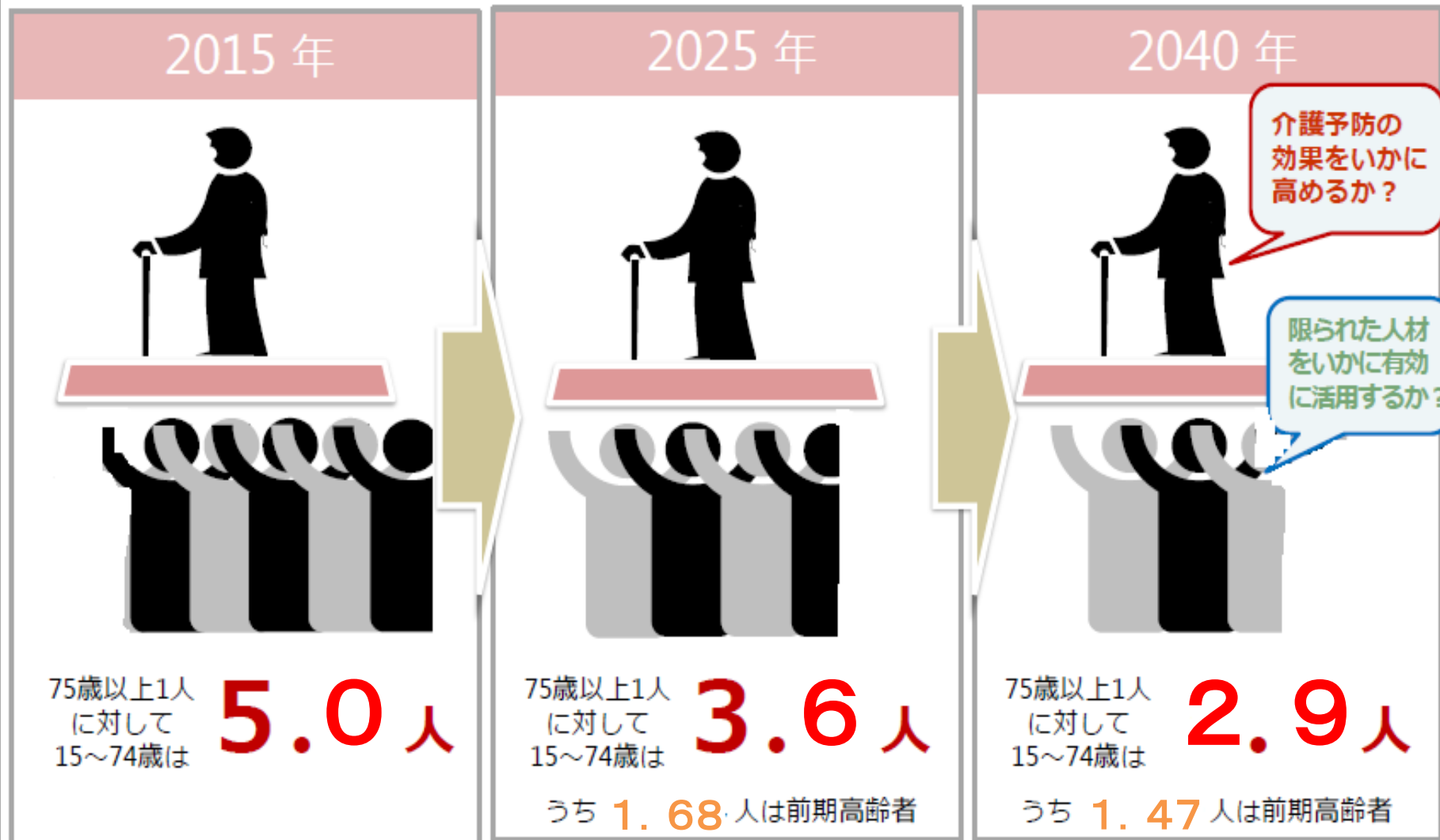
# 宇陀市介護予防・日常生活支援 総合事業に係る事業者説明会



平成29年1月24日(火)13:15～  
宇陀市農林会館 2階大会議室

宇陀市健康福祉部介護福祉課

2. どんどん重くなる負担にどうやって対処するか



# 現在の介護保険制度を継続すると 平成37年(2025年)にはどうなるか

介護保険料の大幅な負担増となる

医療や介護を提供する事業所や人材が不足する

**現行の介護保険制度では限界！！**

できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるように、専門職・事業者・行政・市民が力を合わせて対応できる制度の構築が必要

# 平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まります!!



## 介護予防・日常生活支援総合事業の特徴

### ○ 介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行します。

要支援1・2の方の予防給付のうち介護予防サービスの「訪問介護」「通所介護」は、平成29年4月から総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。

### ○ 従来のサービスに加え、新しいサービスを利用することができます。

移行後の「訪問型サービス」「通所型サービス」では、従来のサービスに加え、利用者の状況に応じた生活援助型サービスや通所型の半日のサービスを利用できるようになります。

### ○ サービス利用の手続きは、従来と同じ流れとなります。

サービスの利用にあたっては、従来と同様に要支援・要介護認定が必要になります。

### ○ 平成29年4月から、従来と同様に民間事業者によるサービスを実施していきます。

# 第1号 訪問事業

## 訪問型サービス

| 類 型     | 身体介護型   | 生活援助型   |
|---------|---|---|
| サービス内容  | ○現在の訪問介護(ホームヘルプサービス)<br>○入浴、清拭、排せつ等身体介護を伴うもの<br>○糖尿病、腎臓食等の調理<br>(医師の指示がある場合)<br>※従来 of 専門職によるサービス | ○生活援助のみ<br>洗濯、居室の掃除、<br>一般的な調理、薬の受け取り、<br>生活必需品の買い物など |
| 対象者     | ○既にサービスを利用している人などで、専門職によるサービスが必要な場合   | ○身体介護までは必要ないが、家事等の一部に支障がある場合(生活援助のみが必要な人)など           |
| サービス提供者 | 介護保険事業者   | 介護保険事業者   |
| 利用者負担   | 1割又は2割<br>※従来どおり  | 1割又は2割<br>※従来どおり                                      |
| サービス単価  | 週1回 1,168単位/月<br>週2回 2,335単位/月<br>週3回 3,704単位/月<br>266単位/回<br>270単位/回<br>285単位/回                  | 週1回 225単位/回   |
| 支払い     | 国保連合会経由で審査・支払   |   |

1単位 = 10.21円

# 訪問型サービス配置基準

| 名称種別 | 身体介護型   | 生活援助型   |
|------|---|---|
| 人員   | <p>(現行の基準と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●管理者※ 常勤・専従1人以上</li> <li>●訪問介護員等 常勤換算2.5以上</li> </ul> <p>【資格要件:介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員(ヘルパー1~2級)介護職員基礎研修者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス提供責任者<br/>常勤の訪問介護員等のうち、<b>利用者40人に1人以上</b></li> </ul> <p>【資格要件:介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、3年以上の介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●管理者※ 専従1人以上</li> <li>●従事者 必要数</li> </ul> <p>【資格要件:現行の基準に加え、看護師等(看護師、准看護師)、訪問介護員(ヘルパー3級、宇陀市が実施するボランティア養成講座を受講したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス事業責任者<br/>常勤の訪問介護員等のうち、<b>利用者50人に1人以上</b></li> </ul> <p>【資格要件:上記従事者に同じ】</p> |
| 設備   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>●その他事業に必要な設備、備品の設置</li> </ul>   |   |

※管理者は、支障がない場合、他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが可能

# 第1号 通所事業

## 通所型サービス

| 類 型         | 1日デイサービス<br>(通所型サービス)  | リハビリデイサービス<br>(機能訓練向上型)  | ミニデイサービス  |
|-------------|--|--|---|
| サービス<br>内容  | ○現在の通所介護(デイサービス)<br>○デイサービスセンター等に通い、<br>日常生活上の支援(食事、入浴な<br>ど)や運動機能向上訓練などを行う。<br><br>※従来の専門職によるサービス | ○半日(3時間以上4時間未満)のデ<br>イサービスで運動機能向上訓練を通<br>じて、生活機能・社会的機能の維<br>持・向上を図る<br><br>※ <u>運動器機能向上加算の算定を必<br/>須とする。</u> | ○半日(3時間以上4時間未満)のデ<br>イサービス<br>体操、運動、レクリエーション等<br>を通じて、生活機能・社会的機能の<br>維持・向上を図る |
| 対象者         | ○既にサービスを利用している人な<br>どで、専門職によるサービスが必要<br>な場合など  | ○生活機能や社会的機能の維持・<br>向上が必要な人など   | ○生活機能や社会的機能の維持・<br>向上が必要な人など  |
| サービス<br>提供者 | 介護保険事業者  | 介護保険事業者  | 介護保険事業者   |
| 利用者負<br>担   | 1割又は2割<br>※従来どおり   | 1割又は2割<br>※従来どおり   | 1割又は2割<br>※従来どおり  |
| サービス<br>単価  | 週1回 1,647単位/月<br>378単位/回<br>週2回 3,377単位/月<br>389単位/回   | 週1回 320単位/回<br>週2回 330単位/回<br>運動器機能向上加算<br>225単位/月   | 週1回 265単位/回<br>週2回 272単位/回<br>入浴加算 50単位/回                                     |
| 支払い         | 国保連合会経由で審査・支払  |  |   |

1単位 = 10.14円

# 通所型サービス配置基準

| 名称種別 | 1日デイサービス<br>(通所型サービス)  | リハビリデイサービス<br>(機能訓練向上型)  | ミニデイサービス  |
|------|--|--|---|
| 人員   | <p>(現行の基準と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●管理者※ 常勤・専従1人以上</li> <li>●生活相談員 専従1人以上</li> <li>●看護職員 専従 1人以上</li> <li>●介護職員<br/>15人まで 専従1人以上<br/>16人以上 利用者1人につき専従0.2人以上(生活相談員・介護職員の1人以上は常勤)</li> <li>●機能訓練指導員1人以上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●管理者※ 専従1人以上</li> <li>●介護職員<br/>15人まで 専従1人以上<br/>16人以上 利用者10人に対し1人を加えた数以上</li> <li>●<u>機能訓練指導員1人以上</u></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●管理者※ 専従1人以上</li> <li>●介護職員<br/>15人まで 専従1人以上<br/>16人以上 利用者10人に対し1人を加えた数以上</li> </ul> |
| 設備   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)・静養室・相談室・事務室</li> <li>●消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>●その他の必要な設備・備品</li> </ul>   | <p>サービスを提供するために必要な広さ(3㎡×利用定員以上)</p> <p>消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>その他の必要な設備・備品</p>  |   |

※管理者は、支障がない場合、他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが可能



# 区分支給限度額

| 利用者区分 | サービス利用パターン例   |          | 支給限度額    |
|-------|---------------|----------|----------|
| 要支援1  | 給付のみ          |          | 5,003単位  |
|       | 給付+           | 事業(訪問介護) |          |
|       |               | 事業(通所介護) |          |
|       | 事業(訪問介護と通所介護) |          |          |
| 要支援2  | 給付のみ          |          | 10,473単位 |
|       | 給付+           | 事業(訪問介護) |          |
|       |               | 事業(通所介護) |          |
|       | 事業(訪問介護と通所介護) |          |          |

# サービス利用の流れ

介護福祉課・地域事務所・医療介護あんしんセンターへ相談

要支援・要介護認定の申請

※要介護認定及び第2号被保険者は、従来どおり認定申請が必要

認定審査会

要介護1～5

要支援1・2

非該当

現行のサービスと同様のサービス

ケアマネジメント

(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者)

○予防給付(全国一律のサービス)

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ
- ・福祉用具貸与 など

○介護予防・生活支援サービス事業(市のサービス)

- ・訪問型サービス(身体介護型、生活援助型)
- ・通所型サービス(通所型サービス、機能訓練向上型、通所型サービス(ミニデイ))

○一般介護予防事業・その他のサービス

(運動・認知症予防教室、いきいきサロン、いきいき百歳体操)など

医療介護  
あんしん  
センターへ相談

支援が必要な方



# 事業所指定について

## 事業所指定(訪問介護)

| サービス                     | コード | 指定 |  |
|--------------------------|-----|----|--|
| 訪問型サービス<br>(身体介護型・生活援助型) | A3  | 要  | すべての事業所は、事業所指定の申請と事業費算定届等を宇陀市に提出する必要があります。 |

## 事業所指定(通所介護)

| サービス                        | コード | 指定 |  |
|-----------------------------|-----|----|--|
| 1日デイサービス                    | A7  | 要  | すべての事業所は、事業所指定の申請と事業費算定届等を宇陀市に提出する必要があります。 |
| リハビリデイサービス<br>(機能訓練向上型サービス) |     |    |  |
| ミニデイサービス                    |     |    |  |

# 指定の有効期限

| サービス種別                      | 有効期限           |
|-----------------------------|----------------|
| 介護事業所                       | 指定を受けてから6年毎に更新 |
| 訪問型サービス<br>(身体介護型・生活援助型)    |                |
| 1日デイサービス                    |                |
| リハビリデイサービス<br>(機能訓練向上型サービス) |                |
| ミニデイサービス                    |                |

# 指定申請に係る留意点について

|      | 提供するサービス    | 指定権者(指定申請等提出先) |
|------|-------------|----------------|
| 介護給付 | 訪問介護        | 奈良県            |
|      | 通所介護        |                |
|      | 地域密着型通所介護   | 宇陀市            |
| 予防給付 | 介護予防訪問介護    | 奈良県            |
|      | 介護予防通所介護    |                |
| 総合事業 | 介護予防訪問型サービス | 宇陀市            |
|      | 介護予防通所型サービス |                |

・様式は各市で基準等が異なることから、必ず宇陀市の様式をご使用願います。

・様式は宇陀市ホームページよりダウンロードしたものを使用願います。

# 指定のスケジュール

指定等申請書類の受付は**平成29年1月25日**より宇陀市介護福祉課にて受付を開始します。(持参又は郵送)

宇陀市における介護予防・生活支援サービスについては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定の有無に関わらず、**新規申請をする必要があります。**

指定の流れは、通常の介護の指定と同様。指定を受けたい月の**前々月の末日**までに提出が必要となります。ただし、今回の移行に関しては、申請件数が多くなりますので、**2月15日**までに提出をお願いします。

# 定款について

「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」が総合事業に移行されることに伴い、該当する事業所においては事業の根拠となる法人としての定款変更が必要となります。これについては各法人でご対応願います。

なお、今年度での定款の変更が日程的に難しい場合も想定されることから、定款の変更については、平成29年度末(平成30年3月31日)までに修正をお願いいたします。

| 現行       | 変更例   |
|----------|---|
| 介護予防訪問介護 | 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業又は第1号訪問事業                |
| 介護予防通所介護 | 介護保険法に基づく介護予防通所介護事業又は第1号通所事業                |
| 介護予防支援   | 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業<br>又は第1号介護予防支援事業 |

# 契約書等について

契約書、重要事項説明書等については、サービス名称変更が必要です。

介護予防訪問(通所)介護 ⇒ 第一号訪問(通所)事業

平成29年3月末までに各事業所が利用者とサービス利用の契約が出来るよう、各書類を見直し、適正に契約行為が行なえるよう各事業所により書類整備をお願いします。

# 総合事業移行スケジュール

| 日 程                   | スケジュール内容                          |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 平成29年1月24日            | 総合事業について説明会<br>(国保連合会請求事務説明会同時開催) |
|                       | 宇陀市ホームページにて申請関係書類公表               |
| 平成29年1月25日～平成29年2月15日 | 指定申請書受付開始                         |
| 平成29年2月17日            | 介護支援専門員説明会                        |
| 平成29年3月上旬～            | 指定通知書送付                           |
| 平成29年4月1日～            | 総合事業開始                            |

